

核融合科学研究所運動施設開放規則

制 定 平成 9 年 6 月 3 0 日 規則第 6 号
最終改正 平成 2 1 年 7 月 2 8 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 核融合科学研究所(以下「研究所」という。)のグラウンド及びテニスコート(以下「運動施設」という。)を開放する場合の取扱いは、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(開放の範囲)

第 2 条 運動施設は、研究所職員の福利厚生に支障のない範囲で、使用期間が一時的であり、かつ営利を目的としない場合において、開放することができる。

(使用資格)

第 3 条 運動施設を使用できる者は、原則として土岐市、多治見市及び瑞浪市に在住又は在勤する者(以下「地域住民」という。)とし、次の各号の一に該当する場合に限るものとする。

- (1) 土岐市、多治見市及び瑞浪市の地方公共団体からの申請により、核融合科学研究所長(以下「所長」という。)が、適当と認めたとき。
- (2) 地域住民及びスポーツ団体等からの申請により、所長が適当と認めたとき。

(開放日時)

第 4 条 運動施設の開放日は、原則土曜日以外の日とし、開放時間は、別に定める。

(使用申請)

第 5 条 運動施設を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の運動施設使用許可申請書(以下「申請書」という。)を所長に提出しなければならない。

(使用許可)

第 6 条 所長は、前条の申請を適当と認めたときは、申請者に所定の運動施設使用許可書(以下「許可書」という。)を交付する。

(使用料)

第 7 条 前条により許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、別に定めるところにより、使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、所長が適当と認めた場合を除き返付しない。

(使用上の注意)

第 8 条 使用者は、別に定める使用上の注意事項を遵守しなければならない。

2 使用者は、使用を許可された運動施設を他の者に転貸してはならない。

(使用の停止)

第 9 条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、使用を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 研究所において、使用する必要が生じたとき。
- (3) 使用者が、本規則に違反したとき。
- (4) その他運動施設の維持管理に重大な支障を及ぼす行為をしたとき。

(使用日時等の変更及び使用の中止)

第 1 0 条 使用者は、使用を許可された後において、使用日時等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに申し出なければならない。

(原状回復)

第 1 1 条 使用者は、使用を終了したとき、又は使用を取り消されたときは、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第 1 2 条 使用者は、故意又は重大な過失により運動施設、設備及び備品を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第 1 3 条 この規定に定めるものの他、運動施設の開放に関し必要な事項は、別に所長が定める。

附 則

この規則は、平成 9 年 6 月 3 0 日から施行し、平成 9 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 1 8 年 1 月 2 3 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 1 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年規則第 2 号）

この規則は、平成 2 1 年 7 月 2 8 日から施行し、平成 2 1 年 7 月 1 日から適用する。